

マルイチオナー新聞

賃貸経営マーケットレポート

賃貸経営、不動産売買、有効活用の提案

■発行所:丸一不動産株式会社 ■本社:東京都北区上十条2-28-8 ■TEL:03-5993-1841 ■FAX:03-3907-6157
■2019年9月号 ■毎月1回発行 ■URL:<http://www.m-1.co.jp/> ■E-MAIL:mail@m-1.co.jp

地元の不動産は地元の不動産屋さんに
をモットーに、十条エリアで60余年

賃貸管理・賃貸経営コンサルティング 売買全般・不動産相続問題・空家問題等を得意としております。

免許番号:東京都知事(15)第9236号
加盟団体:社団法人全国宅地建物取引業協会
社団法人東京都宅地建物取引業協会
社団法人全国賃貸不動産管理業協会



敷金や原状回復などに関して基本的なルールが、法律によって明文化されました。内容的には、これまでの判例を尊重したものです

国土交通省が作成した「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」をはじめとする、これまでの裁判の判例や一般的の理解に沿つたものが判断のベースとなっています。

こうした新ルールが打ち出されたことで、今後は恣意的な捉え方が影を潜め、法律に沿った運用が広まると見られ、賃貸経営のスタンスにもこれまでの習慣から一步引いた発想の転換が求められそうです。

なお、国土交通省から住宅の賃貸借契約に関する民法改正の主な条文を解説した『住宅の賃貸借契約に関する民法改正の概要』が、同省のホームページで公開されています。

住宅の賃貸借契約に関する民法改正の概要

民法改正法が平成 29 年 6 月に公布されました。
(平成 32 年 4 月 1 日施行予定)

ます又になる敷金の取り扱いですが、賃借人の債務を担保する敷金について、「賃貸人は賃貸借が終了し、賃貸物の返還を受けたとき、または、賃借人が方法に賃借権を譲渡したときは、賃借人に對し、敷金の額から賃貸借に基づいて生じた賃借人の賃貸人に對する金銭債務を控除した残額を返還しなければならない。」

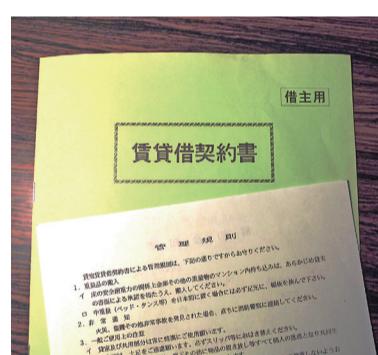
明治29年に制定されて以来の改正となる「民法」の債権関係の法律、「改正民法」がいよいよ来年4月1日から施行されます。契約ルールの抜本的な見直しとなる改正によつて、「敷金」や「原状回復」「連帯保証人」の取り扱いに新ルールが定められます。

また、一賃貸人は「負債人が全額債務を履行しないときは、敷金を当該債務の弁済に充てることができる」とした規律を設けています。長年の商習慣で、担保としての預かり金である敷金の内容が、法律によつて明確にされたものです。

原状回復義務に対しでは、2面に詳しくまとめていますが、現行では、敷金を原状回復費用

これまでの商習慣から
より法律に沿った運用に
敷金の取り扱い、原状回復義務、連帯保証人との契約について見てきましたが、基本的なことは明確に規定されていなかつた部分をこれまでの裁判判例や一般的な理解をルールとして明記、定めを点です。

ですが、保証人保護の観点から極度額（保証人が保証する限度額）を定め、かつ書面等で保証契約をしなければ、保証契約の効力が生じないと規定しています。



これからは特約にも、十分な説明が必要になります

裁判判例や一般的な理解内容をルールとして明記

注目の「改正民法」がいよいよ来年4月1日からスタートします

相互理解と共生共栄について

紙面には限りがあるため、あたり詳しく述べられないのが残念な
ですが、詰まる所、各國政府は「
益を守る」と言う事を大義名分
しているのでしようが、では、大
極的に国つて「一体誰の物? 国益つ
てはないだろ?」かと思つての
す。

かより利する事になるのでしょうか？私にはこの争いに勝者はいたくないと思うのです。争う選択肢よりも相互理解を深めて共存共栄を図つて行けるような国家造りを目指せるリーダーを選ばないと、國家と言う大型船もあのタイタニック号のように難破してしまったのではないか、心配になります。

代表取締役
吉田



昨年1年間の首都圏の投資用マンション増加
今後の市況も安定的に推移する見込み

昨年1年間に、首都圏で発売された投資用マンションは161物件、7,816戸で、前年の122物件、6,074戸と比べると、物件数は32%、戸数は28.7%、いずれも増加していることが、不動産経済研究所が発表した「2019年上期及び2018年年間の首都圏投資用マンション市場動向」で分かりました。

一方、今年1～6月の上期に供給された投資用マンションは71物件、3,196戸で、前年同期の93物件、4,623戸に比べて物件数は23.7%の減少、戸数も30.9%減少しました。

また、今後の首都圏の投資用マンション市場は、都心エリアの用地取得は競争が激しく厳しい状態が続くものの、当面の供給は城東や城北、神奈川県などに触足を移して安定的に推移する見込み

しかし、さらに地価が高騰してそのようなエリアでの低価格帯の住戸の供給が落ち込むことになれば、首都圏以外のエリアや中古市場へさらに人気が流れてしまう可能性もある、としています。